

中国における中小企業の資金調達についての一考察

銭 誠

目 次

- I. はじめに
- II. 中国における中小企業の発展と現状
 - 1. 中国における「企業」の概念
 - 2. 中国における「中小企業」の概念
 - 3. 中国経済における中小企業の役割
- III. 中国における中小企業の資金調達の現状と問題点
 - 1. 中国金融システムの仕組み
 - 2. 中国中小企業の資金調達の現状
 - 3. 中国における中小企業の資金調達の問題点
- IV. 中国の信用保証制度
 - 1. 中国の信用保証制度の歴史と現状
 - 2. 中国の信用保証制度の特徴
 - 3. 中国の信用保証制度の問題点
- V. おわりに

I. はじめに

中国の経済発展につれて、中国における中小企業の発展は目覚ましい。一部の中小企業は海外直接投資に乗り出すまでに成長してきた。その過程において、中国企業はどのように資金を調達しているのか、また、企業をバックアップする融資システムはいかにして機能しているのかについて、理解をするためには、中国の金融制度や企業融資システムの歴史や現状を正しく把握する必要がある。

本論文は、中国の中小企業を取り巻く金融環境及び中小企業の資金調達に関係する問題を取り上げて、分析を行なう。これらの問題を解明することは、企業の投資行動をより深く理解することにつながるはずである。また、分析の重点を中小企業に置く理由は、中国における中小企業の数が圧倒的に多いからだけでなく、資金調達の方法やルートが国営企業をメインとする大企業と比べ大きく異なっている点にある。

II. 中国における中小企業の発展と現状

1. 中国における「企業」の概念

中国企業はいくつかの方法で分類できるが、法的観点からは企業の所有権を基準に分類する方法がある。それによれば、以下のとおりに分類されている。

(1) 国営企業

1993年3月には憲法が修正され、かつての「国営企業」は「国営企業」と呼ばれるようになった。国営企業は、すべての資本あるいは大部分の資本が国から投入されて、すべての資本あるいは大部分の株式は国が所有権を持つ。国営企業は生産販売活動の中で、営利を目標として運営されている一面もあれば、そうでない特性、即ち非営利的に運営されている一面もある。

(2) 集体企業（集団企業）

集体企業は集体所有制企業とも呼ばれる。集体企業とは、資産を当該企業の労働者全体で所有し、共同で労働作業にあたり、労働に基づいて利益の配分を行う社会主義経済組織であり、『中華人民共和国企業法人登記管理条例』に基づいて登記した経済組織である¹⁾。

(3) 股份（株式）合作企業

「股份合作企業」とは、合作制度を基礎とし、従業員全員一人ひとりからの投資と社会的な資産の投資から構成される企業である。「股份合作企業」は、自主的に経営をおこない、その利益あるいは損失はそれぞれの出資者に帰す。従業員は共同で労働作業にあたり、民主的管理をし、労働の量に

1) 中国国家統計局、国家工商行政管理局により、1998年に作成した『企業類型登録の区分に関する規定』第4条

に基づいて利益の分配を受ける。また、出資者は出資額に応じた配当を受ける²⁾。

(4) 私営企業

私営企業とは、自然人の投資によって設立し、自然人によって支配され、雇用労働を基礎とする営利的な経済組織である³⁾。私営企業の資産は個人の所有に属する。私営企業は「私営独資企業」、「私営合資企業」及び「私営有限責任公司」の3つの種類に分けられる。

(5) 三資企業（外資企業）

中国で設立した、「中外合資企業」、「中外合作企業」、「外商独資企業」の総称は三資企業であり、「外資企業」とも呼ばれている。「中外合資企業」及び「中外合作企業」は、「合弁企業」とも呼ばれている。香港、マカオ、台湾から進出した企業は「港、澳、台投資企業」と呼ばれ、三資企業として扱われている。

(6) 股份（株式）制企業

股份（株式）制企業とは、2つ以上の利益主体が、自己意思に基づいて株式出資という形態によって成り立つ企業組織である。股份（株式）制企業は社会化大生産及び市場経済の発展の必要に応じ、所有権と経営権を分離し、企業経営管理機能を強化することに有利な企業組織形式だと言われている。

(7) 混合所有制企業

国有資本または公有資本と、非国有資本または非公有資本と、共同出資で成り立つ企業組織は、混合所有制企業に分類される。混合所有制企業と言う概念は、その他の企業類型と重複していることもあるので、特に必要がない場合には、強調されない。

2. 中国における「中小企業」の概念

中国の中小企業の定義は幾度もの基準改定によって変遷してきた。『中华人民共和国中小企業促進法』を実施するため、国家経済貿易委員会、国家計画委員会、財政部、国家統計局は2003年2月19日

に、『中小企業基準暫定規定』を公布した。それによれば、中国において中小企業は所属する業種の違いによって、判断基準が若干異なる。表1は中国における業種別の中小企業としての要件である。

表1 中国における中小企業の範囲

業 種	従業員数 (人)	売上 (元)	総資産 (元)
工 業	～2000	～3億	～4億
建 築 業	～3000	～3億	～4億
小 売 業	～500	～1.5億	
卸 売 業	～200	～3億	
交通運送業	～3000	～3億	
郵 政 業	～1000	～3億	
宿泊と飲食業	～800	～1.5億	

出所：『中小企業基準暫定規定（2003）』により作成

この分類方法は、中国の国情に適し、国際基準に近い基準として、現在でも使われている。

3. 中国経済における中小企業の役割

(1) 国民経済における重要な地位

中国国家统计局のデータによると、2008年年末の時点において、中小企業はすでに4,200万社を超え、企業総数に占める割合は99%超に達している。中小企業が提供した製品とサービスの価値はGDPの59%、上納した税金は全国の51%、工業総生産額は全国の60%、輸出総額は全国の60%を占めている⁴⁾。

(2) 雇用圧力の緩和と社会安定における役割

中国の中小企業は労働集約型企業が多く、多くの労働力を吸収している。1978から1996年の期間において、全国の工業企業に就業している1.5億人うち、1.1億人は中小企業で働いており、従業員数の73%を占めている⁵⁾。1998年に国有企業にレイオフされた610万人のうち、その68.5%にあたる418万人のほとんどが中小企業である非国有企業に再

4) 中国統計局統計網 (<http://www.stats.gov.cn>)

5) 北原淳編著『アジアの経済発展における中小企業の役割』名古屋大学国際経済動態研究センター（2002）p.81

2) 前掲書第5条

3) 前掲書第9条

就職した⁶⁾。中小企業は、雇用圧力の緩和と社会的安定を保障する重要な役割を果たしている。

(3) 市場経済体制の重要な部分

改革開放後、中国は計画経済から市場経済に移行した。中小企業の大部分は、第三次産業に従事し、市場競争が最も激しい分野で活躍している。中小企業は、次第に盛んになってきた少数多品種の消費パターンの潮流に適応し、柔軟性の高い製造システムを開発し、市場を満足させるような存在に進化しつつある。また、市場競争を促進し、市場を活発にし、大企業の寡占行為を阻止できるような存在にもなっている。さらに、改革開放後まもなくの中国はまだ経済秩序が未熟な状態にある時期があった。その過程において、中小企業は改革開放の実践者及び先駆者としての多大な役割を果たした。

Ⅲ. 中国における中小企業の資金調達の現状と問題点

1. 中国金融システムの仕組み

1978年、中国は改革開放の政策を打ち出した。中国の金融システムも、改革開放政策の展開を契機とした市場経済の導入による実体経済の構造変換にともなって急速な変化を遂げてきた。

改革開放政策が導入されるまでの中国の金融システムは、中国人民銀行、中国銀行及び人民公社の下で運営されていた農村信用合作社によって構成されていた。当時、中国人民銀行は中国政府の管理の下で通貨発行業務を行い、中央銀行として機能をするとともに、預金の受入、決済などの商業銀行の業務まで、ほぼすべての金融業務を担っていた。すなわち中国人民銀行は中国における唯一の金融機関であり、外国為替銀行としての中国銀行及び人民公社の下で運営されていた農村信用合作社は、中央政府の財政部と中国人民銀行の下部組織に過ぎなかった。

改革開放政策以降、中国の金融システムは大きく変化した。1979年以降、国有專業銀行として、

中国銀行（1912）、中国農業銀行（1951）、中国建設銀行（1954）、中国工商銀行（1984）の4大国有銀行が確立された（括弧内はそれぞれの設立された年次）。商業銀行の分野においては、1986年に上海交通銀行が中国の金融機関ではじめて株式制銀行として設立された。この後、招商銀行、上海浦東發展銀行、光大銀行、華夏銀行、深圳發展銀行、中信実業銀行などの商業銀行が設立された。現在、中国の金融システムは多様な金融機関で構成されている。大別すると、銀行セクター、証券セクター、保険セクターという三つのセクターに分けられる。そして、三つのセクターの監督管理は、それぞれ銀行業監督管理委員会（CBRC）、証券監督委員会（CSRC）、保険監督管理委員会（CIRC）が担っている。

中国の銀行セクターにおいては、中国人民銀行が中央銀行として機能し、その下で、国有專業銀行が中心的役割を果たし、そのほかの多くの商業銀行が補助的役割を果たしている。商業銀行のほかに、政策系銀行、組合組織金融機関、非銀行（ノンバンク）金融機関、郵便貯蓄機関、金融資産管理会社（AMC）がある。政策系銀行は、政府が設立するか、あるいは政府の保証の下で設立されている。政府系銀行は国の産業政策や地域開発政策を金融面からサポートすることを目的とする。日本の政策投資銀行や国際協力銀行など政府系金融機関に相当するものである。商業銀行には、国有4大商業銀行のほかに、地方政府や地元企業が出資する株式制銀行と営業地域が地元のみに限定されている商業銀行がある。また、2001年の中国のWTO加盟に伴い、外資銀行は中国における営業拠点を活発に設立し始めた。同様の金融機関として、個人事業者や都市部の集団企業が出資する都市信用社と農民や農村部の企業などが出資する農村信用社がある。非銀行（ノンバンク）金融機関としては、企業集団財務会社、信託投資会社、ファイナンス・リース会社、自動車金融会社と国有4大商業銀行の資産を管理する金融資産管理会社（AMC）がある。また、日本の郵貯に相当する郵便貯蓄機関もある。

中国の証券セクターは、主に証券会社、証券投

6) 北原淳編著、前掲書（2002）p.82

資ファンド管理会社及び上海と深圳に設置されている証券取引所によって構成されている。上海と深圳の取引所は株式のほか、債券、投資信託などの金融証券が取引されている。現在、中国国家统计局2009年のデータによると、中国の上場企業数は1,718社に上っている。発行された株式数は400億株、資金総額は4,967億元である⁷⁾。2009年末時点での株式時価総額は3.3兆ドル（香港を除く）で、世界第3位の位置を占めている⁸⁾。

他方、中国の保険セクターは、中国の経済成長につれて、大きく発展した分野となっている。現在、中国国家统计局2009年のデータによると、中国における保険機構数は138社に達していて、従業員数は63万人、保険料総額は11,137億元に達している⁹⁾。

上記中国金融システムの仕組みを、図で表すと図1になる。

2. 中国中小企業の資金調達の実状

2.1 中小企業の利用可能な資金調達手段

中小企業に限らず、企業は生産や販売などの事業活動を行うにあたり、仕入れ代金や手形決済、あるいは人件費や外注費の支払いのために資金が必要となる。企業はこうした資金を何らかの方法で調達しなければならない。その際、利用可能な資金調達手段は基本的に大企業も中小企業も同じである。

企業が資金を調達する方法は内部金融と外部金融に大別される。

内部金融とは、企業の営業活動から得られた粗貯蓄に相当する資金（内部資金）を利用する方法であり、「自己金融」とも呼ばれている。具体的には、内部留保（社内の努力である利益の蓄積）と減価償却（現金支出を伴わない費用の計上による資金留保効果）による資金調達のことを指す。こ

のような資金の流れはキャッシュフローという言葉で表現されている。

外部金融とは金融・資本市場から資金を調達する方法である。外部資金調達は、主に二つの形態に分けられる。一つは資金調達者が金融機関などを通さずに、資本市場を通じて資本供給者から直接資金を調達する直接金融（債券発行、株式発行等）である。もう一つの形態は、資金供給者と資金需要者を媒介する機関からの借入れによって資金を調達する間接金融（短期借入、長期借入）である。

直接金融には、資金供給者に配当という形で利益を分配する株式や、元本の返済や利息の支払い義務がある負債性資本の社債、コマーシャル・ペーパー（CP）などがある。間接金融の最も典型的なものは銀行からの借り入れである。銀行は、個人や企業から預金や金融債、投資信託などの形で資金を吸収し、その資金を最終的な資金需要者である借り手に供給するわけである。

以上をまとめると、企業にとって、利用可能な資金調達手段は、内部金融による資金調達及び外部金融による資金調達がある。外部金融による資金調達はまた、直接金融と間接金融に分けることができる。

なお、上記以外に、掛売りや掛買いなどの「企業間信用」も、外部金融として、認識されているが、利用できる期間や金額が少ないので、本論においては、論じないことにする。

2.2 内部資金源の乏しさ

内部金融による資金調達は、利用コストが最も低く企業にとってもっとも重宝すべき資金調達源である。ところが、中国における中小企業が内部金融による資金調達を行おうとする際に、直面する大きな問題は内部金融の資金源が不足していることである。このことをもたらす原因は以下の点にあると考えられる。

(1) 企業にとって不利な新税制

現在の税制は中小企業の競争力を弱めていると考えられる。現在の税制によって中小企業の納税負担は増加している。たとえば、中小企業と私営

7) 中国国家统计局 (<http://www.stats.gov.cn/tjsj/qtsj/>)

8) 日本証券経済研究所編『アジアの証券市場2010版』日本証券経済研究所（2010）

9) 中国国家统计局 (<http://www.stats.gov.cn/tjsj/qtsj/>)

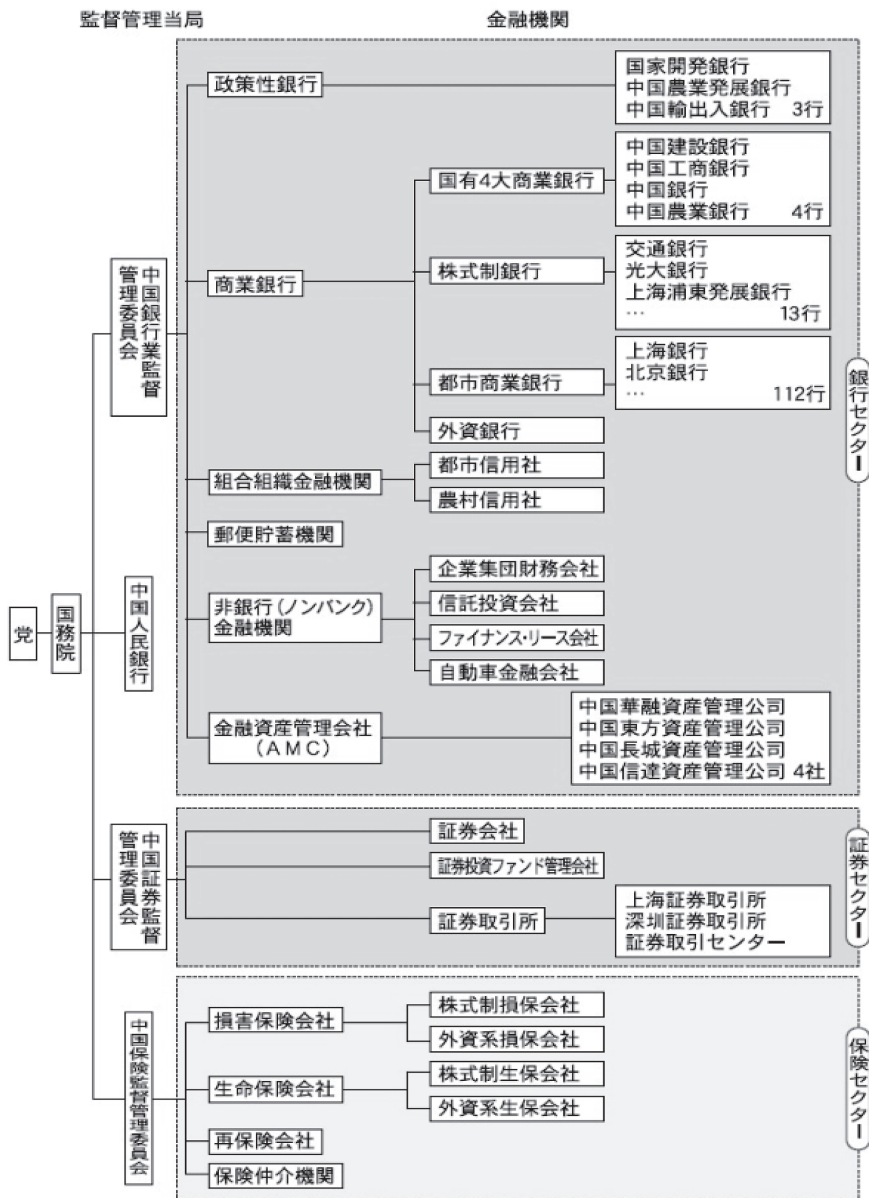


図1 中国の金融システム

出所：国際協力銀行中堅・中小企業支援室『中国における企業向け金融の実態と展望—民営企業・中小企業、外資系企業を中心に』（2006）p4.

企業が小規模納税人とみなされる場合、増値税専用領収書¹⁰⁾を利用することができないので、増値税額を控除することはできない。また、私営企業や合同企業の所有者は、企業所得税と個人所得税の二重の税金を徴収されている。

中小企業はこれらの政策によって、競争力が弱められ、発展が制限されている。

(2) 低すぎる減価償却費

減価償却費とは、企業が所有する建物・機械設備など有形固定資産の年々使用による経済価値の減少分を補てんするための資金である¹¹⁾。中国の法律で定められる中小企業の減価償却率は未だに低すぎる。機械設備の有形損耗のみが考慮されるだけで、科学的進歩、技術的進歩をもたらす無形損耗は考慮されていない。多くの企業は設備の改造、革新するための資金が不足している。それゆえ、設備や技術の陳腐化が激しく、製品の改革が困難になり、結果として企業競争力が低下する。

(3) 内部留保の不足

内部留保とは、企業が経済活動を通じて獲得した利益のうち、企業内部へ再投資のために蓄積された部分である。全体的に見れば、中国の中小企業は慢性的に内部留保が不足しているという問題を抱えている。

また、中国の中小企業は持続的な発展という経営理念が乏しく、目先の利益を重視するいわゆる収益追求志向が短期化する傾向にあり、獲得した利益を直接分配することが普通になっている。それゆえ、持続的な発展を考慮して、利益を留保して、緊急の資金不足に対応しようとする企業はまだ少ない。このことは、全体的に企業の負債率が高く、企業の負担が重くなると同時に、企業内部留保が不足しているという現状の内的原因にもなる。つまり、内部留保の不足は、内部金融による資金調達が困難である根本的な原因である。

2.3 外部資金調達の困難性

言うまでもなく、内部金融による資金調達が困難な場合、外部金融による資金調達を行うほか方法はない。以下は、間接金融と直接金融に分けて、外部金融による資金調達について分析を行う。

(1) 間接金融

中国における中小企業の主たる資金調達手段は、主に間接金融すなわち銀行からの借入れである。その特徴は以下のとおりである。

1) 抵当および担保

抵当や担保を提供して資金を借入れる方法は主たる借入方法であり、信用による借入れは非常に少ない。不良債権を減少し、金融リスクを防ぐため、1998年以来、各商業銀行は担保を確保したうえで貸付を行うことが通常の融資形態となっている。

2) 顕在化する「両極化」

銀行からの貸付は「両極化」現象が顕著である。製品が良く売れて、利益が多く、信用度が高い企業は金融機関が争って融資する対象になっている。金融機構は専任マネジャー制度とゴールドカスタマー制度等を実施し、優良企業への金融サービスを改善する。それらの優良企業は資金の需要が素早く満たされるようになるが、現在はまだ優良ではないが、優良になる潜在力がある企業は銀行に重視されることがなく、銀行からの融資は得られない。

(2) 直接金融

金融改革を進める中で、資本市場の発展が必要である。資本主義先進国において、資本市場、特に株式市場が経済の大動脈となっていることは、この必要性を物語っている。経済改革開始後、中国は資本主義諸国の経験を取り入れて、1980年代から株式が発行され、1990年代初めに証券取引所も開設され、企業に直接金融による資金調達の道を開いた。しかし、中国においては、これまでのところ金融全体に占める直接金融の割合は小さく、資本市場の改善・発展の余地は大きい。

以下、直接金融による資金調達の四つの手段について分析する。

10) 増値税の専用領収書は、増値税の一般納税者が貨物を販売するかまたは増値税の課税役務である加工役務を提供した場合に、その購入者に対して発行する領収書である。

11) 書問文彦著『金融論』新世社、2000、P.193

1) エクイティファイナンス (equity finance)

エクイティファイナンスとは、株式を発行して資金を調達することである。これについて、中国における中小企業には以下の問題点がある。

①低い上場意欲

まずは、多くの企業経営者は現代的な経営理念を持っていないので、いまだに古い経営理念で企業を経営し続けている。現実には、多くの経営者は外部資金調達で資金が調達できることについてすら知識がない。次に、企業を上場させるため、会社法と証券法に基づき、企業の人事や財務状況など、企業情報を公開しなければならないことになっている。多くの企業は企業情報、特に企業の収益に関する投資、取引などの情報を公開したくないので、企業を上場させる意欲が低い。

②厳しい条件

証券法は企業を上場させる場合、企業が社会一般向けに発行する株式は、会社の発行済株数の25%を下回ってはならないとされている。そして、株式時価総額は5,000万元（約6.2億円）以上、3年以上連続黒字であると条件されている。これらの条件は中小企業にとってかなり厳しい。中小企業は上場したくても簡単に上場できない結果となっている。

2) 社債発行

中国では、1980年代末から1990年代半ばにかけて、社債のデフォルトが頻発したことから、社債の発行が厳格化された。社債の発行は、1987年に国务院が公布した「企業債券の管理についての暫定条例」と「中華人民共和国証券法」で規定されている。

自己資本残高に対して社債の発行残高の上限が設定され、社債の利率は同期間の銀行預金を40%以上上回ることができないなど、制限的な内容となっている。また、実際の発行手続きについても、発行枠を管理している国家発展改革委員会、利率を管理している中国人民銀行、上場や証券の発行を管理している証券監督委員会からそれぞれ認可が必要であるなど、非常に煩雑な仕組みになっている。

企業債券管理条例においては、企業は社債の発

行に際して、まず、国家発展改革委員会から発行枠の認可を受けなければならない。中小企業の場合には主管部門を通じて、また、地方企業の場合には国家発展改革委員会の地方機関を通じて発行枠の申請を行なう。発行枠が認められた後、企業は改めて国家発展改革委員会に対して発行の申請をする。

申請資料には、発行する債券の内容や企業の財務内容についての説明資料、格付け機関による評価、担保内容の説明、引受けシンジケートとの契約内容、弁護士による意見などが含まれる。発行の審査に当たっては、中国人民銀行は債券の発行条件を審査し、証監会が引受証券会社の資格や発行にかかわるリスクなどを審査する¹²⁾。

以上のように、社債発行は、非常に複雑で、中小企業にとっては株式の発行と同様に、簡単にはできない。

3) ベンチャーキャピタル (venture capital)

ベンチャーキャピタルとはベンチャービジネスに対して出資及び貸付を専門に行う企業およびその資金のことをいう。ベンチャーキャピタルを行う企業はベンチャー企業の株式を現金で購入するという形で資金提供をする。ベンチャー企業の株式は当然未公開株で、通常は第三者割当の形態で増資に応ずるわけである。増資に応ずるということは、ベンチャーキャピタルが出資した資金がベンチャー企業に入り、ベンチャー企業はそれを使って設備投資をしたり、人材を採用したり、あるいは運転資金に使ったりすることになる。

しかし、ベンチャーキャピタルを支援する政策が不完全で、仲介機構のサービス品質と人材が乏しく、失敗するとき資金を回収する方法がないなどのリスクがあって、ベンチャーキャピタルは企業の発展を促す効果が低い。そして、ベンチャーキャピタルの融資対象は、主にハイテク産業や不動産産業であることもあって、大部分の中小企業にとってベンチャーキャピタルの利用が困難である。

12) 野村資本市場研究所編『中国証券市場大全』日本経済新聞出版社（2007）

4) 民間金融

中国において、民間金融は非正規金融とみなされ、地下銀行とも呼ばれている。しかし、その果たす役割から見れば、日本の消費者金融に近い業態の金融機関と見なすことができる。企業は資金調達を目的を達成するために、仕方が無く、非正規的金融市場から融資しなければならないケースはよくある。しかし、民間金融の利用は法律の保護を受けることができない。また利息が高く、企業にとって財務管理のリスクも高くなることから、企業の運用資金の需要をある程度満たすことができるが、長く利用し続けることができない。

以上の分析を通じて、中国における中小企業は、内部金融による資金調達も、外部金融による資金調達も、ともに困難であることが分かる。

3. 中国における中小企業の資金調達の問題点

この節において、中国における中小企業の資金調達難の原因について考察する。

中小企業が直面している資金調達難の原因は、概ね企業自身にある原因と企業外部にある原因に分けられる。

3.1 企業内部の要因

企業内部にある資金調達難の要因として、以下の通りある。

(1) 経営理念の問題

中国において、行政による企業経営に関する指導が少なく、国全体として、企業経営に関する研究が不足している。また経営コンサルタント業が未発達であるため、創造的な経営が行われている企業は非常に少なく、未だに、古い経営理念で経営されている企業はかなり多い。製品の技術力が低下し、リスクに対する管理能力が低下していることにより、中小企業の競争力が弱く、倒産率が高い。金融機関にとって、中小企業への貸付リスクは大型企業より高い。その結果、中小企業は金融機関からの資金調達が困難になる。

(2) 財務管理の問題

中小企業では人材が不足し、経営管理のレベルも低いいため、資金管理の計画性が乏しく、資金の

利用率も低い。財務管理が不十分で、財務管理制度も健全とはいえないことから、真の企業情報を入力することが難しい。このことは、金融機関が貸し出しの際に行う企業審査に支障をもたらし、融資がいつそう困難となっている。

(3) 担保の問題

商業銀行はリスクを防ぐため、普通は企業の固定資産を担保とする。しかし、中国の中小企業は十分な固定資産を有していない。特にハイテク企業は、有形資産の割合が非常に少ない。また、資産の所有権が明確でない場合もある。その結果、中小企業は固定資産を担保にするという銀行の条件を満たすことが困難になり、金融機関からの資金調達は難しくなる。

固定資産を担保にする代わりに、ほかの企業を保証人にする方法もあるが、企業を保証人にする場合、中国の銀行は信用レベルがA級の企業でなければならないという規則がある。しかし、中小企業にはA級企業は非常に少ないから、現実的には、中小企業間の保証は困難となっている。

3.2 企業外部の要因

企業外部にある資金調達難の要因は、以下の通りある。

(1) 不完全な政策や法律

政府の中小企業発展の重要性についての認識は十分とはいえない。中小企業は国民経済成長に大きな貢献をしたが、計画経済の影響で、中国の政策は国営大企業優遇に偏っている。地方政府は大型企業に強い関心を持ち、財政政策、税収特惠、技術発展などに便宜を与えている。しかし、中小企業はそれらの特惠を得ることがなく、企業成長は当然に制約されている。

地域による政策の格差も問題である。経済特区および東部沿岸部においては中小企業に対して税収特惠政策が多く実行されているが、全国の中小企業に対して税収特惠政策は実行されていない。また、地方財政を維持するためという理由で、中小企業は国営企業、大中型企業と比べて税収の負担が重い。さらに、政府から理屈に合わない料金を徴収される現象もよくある。その背後には、経

済成長を制限している各地のエネルギー、交通運輸などのインフラ整備の遅れがある。経済の飛躍的な発展を図るため、基礎設備を建設するために、大量な資金を様々な名目で料金を徴収することで、地方経済成長の需要を満たし、地方財政の収入を高めざるを得ないのである。これらのことについて、法律が不完全だから、中小企業は政府からむやみに料金を徴収されても、法律に基づいて自ら企業の利益を保護することができない。

(2) 発展が遅い金融システム

中国の金融システムは先進国と比べて未発達である。現在、中小企業は外部資金を調達する場合、銀行からの借入れを利用しているが、資本市場から資金を調達するのは現実には困難である。また、商業銀行は融資の際にそのリスクを重視するため、リスクが高い中小企業の借入れの需要を満足させることは困難である。

中国の銀行制度は未だ計画経済時期の四大国有銀行（中国銀行、中国農業銀行、中国工商銀行、中国建設銀行）を主体とした国有大企業を支持、改善する態勢を保っている。国有銀行にとって、国有大中型企業の資金調達の需要を満足させることができるかどうか、評価の重要な基準のひとつになるため、民営中小企業の資金調達に重点を置く金融機構はほとんどない。国有銀行が中小企業に融資する審査手続きは複雑で、審査それ自体も厳しい。また、中小企業に不良債権問題が発生した場合には、国有大中型企業の不良債権問題より負担が大きくなる。

国有銀行は融資をする対象、資金量、金利、融資方式などについて政府の干渉をうけることがある。一方、国有銀行は市場を寡占できるほどの勢力を持っている。他の商業銀行の発展を大きく阻害し、各銀行間の公平競争に悪影響を与えている。また、国有銀行の低効率と複雑な手続きは高コストにも繋がる。

これらの原因で、国有銀行の効率は低い。そして直接金融の規制も不完全である。中国の株式市場においては、株式時価総額によって、株券を大企業板株（各国のmain board株に似た株券）と中小企業板株（各国のgrowth enterprise board株に似

た株券）¹³⁾に分離されている。理論的には、中小企業板株は、中小企業が資本市場を通じて資金調達問題が解決できる道を作ったが、その資金調達方法はごく一部の企業にしか適合しなく、汎用性は乏しい。まず、中小企業板株の発行は「会社法」に基づいていて、上場基準は大企業板株の場合と変わらない。そのため、多くのまだ成長期にある企業や、業績は良くても規模が小さい企業は上場から排除されることになった。結果として、中小企業板株の設立はただごく一部のハイテク型企業の資金調達問題を解決できるようにしたにすぎない。現実には、大部分の企業はまだ労働集約型企業であって、改革開放30年を過ぎた現在でも、ハイテク型企業のような高収益、高成長型の企業には成長していない。

(3) 不完全な信用保証制度

一般に、中小企業が銀行などの金融機関から融資を受けようとする場合、その成長性が低く、経営のリスクが大企業に比べて大きいと、融資を得ることが困難になったり、調達できる額や条件が不利になったりすることが多い。こうした問題を解消し、中小企業がスムーズに資金を調達できるよう、「信用担保体系」（日本の信用保証協会に似たような組織）は、中小企業の委託に基づき、金融機関に対して信用保証（保証承諾）を行う制度組織である。これは、大企業と比べ資金調達上の劣位に立つ中小企業の信用力を補完し、中小企業と金融機関との架け橋になることで、中小企業の資金調達の円滑化を図るものである。

しかし、中国の信用保証制度は未だに不完全であり、中小企業に担保する保証機関の数も少ない。また、担保機構の資金を補償する制度、リスク分散制度など信用保証制度およびその他の中小企業金融に関する法律は量的にも、内容的にも貧弱である。これらのことが原因で、現在、中国の信用保証制度は制約が大きく、その機能が十分に発揮

13) growth enterprise boardはsecond boardとも言われ、main boardの以外に、中小企業やベンチャー企業に融資の機会や発展の空間が提供できる証券市場の一つである。

されていない。そこで、次に中国の信用保証制度について考察を行う。

Ⅳ. 中国の信用保証制度

1. 中国の信用保証制度の歴史と現状

1.1 中国の信用保証制度の歴史

中国の信用保証制度は、1992年に、重慶や上海などの私営中小企業が資金調達難の問題を解決するため、また、相互担保による連帯債務問題の発生を予防するために始まった。重慶市においては私営中小企業互助担保基金会の設立、上海市においては、工商聯の企業互助担保基金会の設立をきっかけに始まったのである。1993年11月には、国務院の許可を得て、中国における初めての全国的信用担保機関である中国経済技術投資担保有限公司が設立された。さらに、1994年に、広東省、四川省などにおいて、中小企業を対象とした地方的商業担保会社が現れた。また、上海市においては、交通銀行の上海楊浦支店と区政府、企業との合作担保基金が設立された。そして、1998年12月、全国経済貿易会議において、中小企業信用保証体系の実施についての実験が決定された。その後、同様の実験が江蘇省鎮江市、山東省済南市、吉林省長春市、北京市、安徽省銅陵市および河南省、内モンゴル自治区などでも展開された。これらのなかで鎮江市中小企業信用保証センターは国連開発計画のプロジェクトとして指定された。

1999年6月14日、中国国家経済貿易委員会から「中小企業信用保証体系の実験に関する指導意見」（国経貿中小企業「1999」540号文書）が公布された後、中小企業発展政策を支持する中小企業信用保証制度が本格的に開始された。鎮江市、済南市、銅陵市などにおいて、保証基金と独立信用保証機構が設立された。同年11月17日、中国人民銀行も「中小企業金融サービスの増強及び改善に関する指導意見」（中国人民銀行「1999」379号文書）を公布し、商業銀行と中小企業信用保証体系の設立の必要性を訴えた。浙江省、福建省、雲南省、貴州省などの市県において、私営企業を対象とする中小企業信用保証基金及び中小企業信用保証セン

ターが設立された。陝西省、広東省、湖北省、北京市などにおいて、科学技術、建築業など専門項目向けの信用保証機構が設立された。上海市、北京市などにおいては、政府の財政部門と商業信用保証企業が協力して、政府の財政部門が保証を提供し、商業担保企業が中小企業への貸出に必要な保証を担う仕組みができあがった。中国人民銀行、国家経済貿易委員会、国家体制改革委員会などの政府部門も中小企業の融資難を解決するための政策を研究し始めた。この段階における特徴は、地方が中央政府から財政的援助を受け、中央政府の統一的な要求の下で、試行パターンの多様化が図られ、財政、銀行、科学技術、工商などの部門も積極的に中小企業信用保証体系を支持および支援しようとしたことである。

2000年8月24日、国務院は「中小企業の発展を奨励・促進に関する若干の政策意見」（国弁発「2000」59号文書）を公布した。信用保証制度の設立を促進することが決定されたのである。翌2001年には国家税務総局が全国中小企業信用保証機関に対する免税措置を実施した。また、同年に財政部は「中小企業融資担保機構リスク管理暫定執行方法」を公布し、担保機構の内部組織、自主経営管理、財務管理方法などについて規定した。この段階で、中小企業信用保証機構が急速に発展した。その結果、信用保証機構の数は2000年の203社から2004年の2,188社に急増した。

2002年6月9日、第9回全国人民代表大会常務委員会において「中国中小企業促進法」が成立し、2003年1月1日に施行された。この法は、中小企業の発展のための資金援助、信用保証、技術革新、市場開拓などについて具体的に規定している。また、7月に財政部は「地方財政部門による中小企業信用保証機構の財務管理および政策支持を強化することに関する諸問題についての通知」を公布し、さらに中小企業信用保証機構の財務管理について基準を定め、リスク管理を強化すること、中小企業信用保証機構を政策的に支持すること、中小企業信用保証機構の全国的に発展することなどを押し進めた。この頃から、中国の中小企業信用保証制度は新しい段階に入ったと言えることができる。

もっとも、そのシステムは未だに初歩的な段階にとどまっていた。

2005年から、江蘇省と浙江省は相次いで担保協会を設立した。2006年3月までに、22の省、直轄区、自治区において担保協会が設立された。担保協会は、クレームの処理、協会の問題能力の増強、管理機能の健全などに役割を果たしている。2006年11月、発展改革委員会、財政部、人民銀行、税務総局、銀行監督管理委員会は「中小企業信用保証体系建設の強化に関する意見」を公布し、①担保機構のリスク補償機能の形成と健全化、②担保機構の税收優遇を支持する政策の完全化、③担保機構と金融機構の協力の推進、④担保機構の業務の確実化、⑤担保機構の指導とサービスの強化など、五つの面から指導意見を出した。2009年国务院弁公庁はさらに「融資担保業務監督職責に関する通知」(国弁発「2009」7号文書)を公布し、国家の政策に基づいた地方融資担保機構の設立の許可、取り消しおよび日常の監督について、各部門の責任について規定した。以上のような段階を経て、中国の保証業は発展段階に入っていく。

1.2 中国の信用保証制度の現状

(1) 中小企業信用保証機構の種類

中国の保証機構は大別すると、政策的保証機構、商業的保証機構、互助的保証機構という3種類の保証機構に分けられる。保証機構の種類によって、その資金源、管理方式、運営メカニズム、経営理念も違ってくる。

政策的保証機構の資金源は地方政府である。この組織は営利ではなく、企業を支援することを本来の目的とする。この機構の保証費用率と保険料金は商業的保証機構のそれらより低い。商業的保証機構の資金源は社会資本、民間資本である。この組織は損益とリスクを自ら分担し、営利を目的とする。互助的保証機構は会員が出資して、民主的管理を行い、営利を目的としない組織である。

(2) 中小企業信用保証機構の推移

中国の中小企業信用保証機構は1999年から急速に発展してきた(図2)。1999年には、たった20社だったのが、その後急増し、2009年には5,547社ま

で増加した。2010年は前年から730社(13.6%)減少し、中小企業信用保証機構の数は4,817社となった。これは、各地方の中小企業管理部門および関係部門が、中国銀行監督委員会、工業・情報(工業と情報通信)化部などの「融資担保公司暫定実行方法」の規定に基づいて、信用保証機構の整理を強化した結果である。

中国工業・信息化部のデータによると、2010年に、全国の中小企業信用保証機構が調達した資金は3,915億元に達したという。この年、保証を受けた企業数は35万社に達し、保証金総額は前年度より46%増加し、1兆5800億元に及んだ。この内、新規の保証金額は9,794億元であり、新しく保証を受けた企業は22万社に上る。上記の貸付業務により、中小企業信用保証機構の収入は506億元に達し、そのうち31億元は税金として上納され、純利益は106億元に達した。他方、信用保証機構の平均資本金は8,127万元、2009年より2,165万元増加した。以上のことは、信用保証機構の実績が着実に伸びていることを示している。

(3) 信用保証制度の対象企業と利用条件

中国において、信用保証制度を申請することができる企業は、以下のように大別される。一つは銀行の貸付条件を満たすことはできないが、将来性があり、資金繰りが一時的に困難な状態にある企業である。また、科学的分野の企業、創業から間もない企業、あるいは輸出で外貨を獲得できる企業は信用保証を利用することができる。さらに、

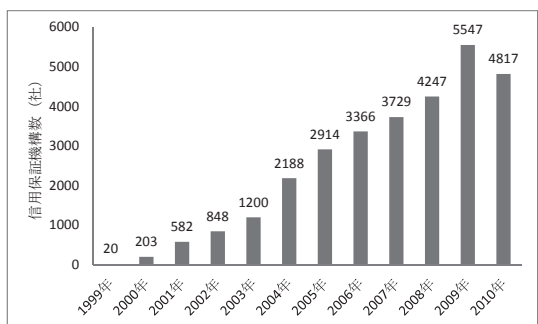


図2 中小企業信用保証機構数の変化

出所：中国工業・情報(工業と情報通信)化部の資料より作成

注：3種類の保証機構を含む

国家および地方政府の政策に合うプロジェクト、省エネルギープロジェクト、品質を高めるプロジェクトを行う企業は信用保証制度を利用できる。

他方、信用保証制度を利用することができる具体的な条件は、各地の信用保証機構ごとに異なる。しかし、一般的にはそれぞれの市の工商行政管理機関に登録している独立採算制の法人であること、税務登録と納税をしていること、合法かつ安定的な経営をしていることおよび模範的な財務管理を行っていることが条件として要求される。

(4) 信用保証制度の仕組み

中国の信用保証を利用する仕組みは信用保証機構によって違う。基本的な仕組みは以下のとおりである（図3）。

まず、中小企業は金融機関あるいは信用保証機構に融資と信用保証を申請する。信用保証機構は審査を行い、その融資について受諾か拒否の判断を行う。中小企業はまた「反担保」を設定する。「反担保」とは日本で言う抵当権を指す。地方によっては、信用保証機構は区県財政部門に告知する必要がある。信用保証機構は銀行と契約して、銀行から中小企業に貸し付けを行う。中小企業は融資を受けるとすぐ信用保証機構に保険料を支払う。信用保証機構は中小企業に対する観察を続ける。返済不能のときに、代位返済を行う。

以上が中国の信用保証制度の仕組みである。

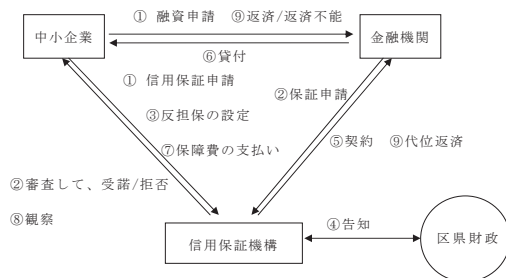


図3 信用保証制度の仕組み
出所：筆者作成

2. 中国の信用保証制度の特徴

中国の信用保証制度は、以下の特徴がある。

(1) 「一体両翼三層」の構造

中国の信用保証制度の構造は、「一体両翼三層」という省略的な言い方で表現される。「一体」とは「一つの主体」を意味し、政府財政のバックアップをうけた信用保証センターまたは信用保証機関を主体にすることを指している。「両翼」とは企業互助性信用保証制度と商業性信用保証制度が主体の両サイドに翼のように位置していることを指している。上記三つのシステムが中小企業信用保証制度の土台をなしている。また、「三層」とは、都市、省、中央という3つの階層の政府が出資して設立した信用保証機関のことを指している。

(2) 県レベルの保証機構が主体である場合、サービスの対象は小企業である

中国工業・信息化部のデータによると、2010年に、全国の県レベルの保証機構は4,121社あり、全体の85.55%を占めている。2010年の保証業務は約58.5万件あった。そのうち金額が800万元以下の件数は2009年より2.2%増え、55.9万件に達し、全体の95.5%を占めている。金額が100万元以下の件数は2009年より7.5%増加し、34.9万件に達し、全体の59.7%を占めている。

以上のように、県レベルの保証機構は、主に小企業をサービスの対象にし、少額の貸付サービスを提供することが特徴的である。

(3) リスクコントロールが強い

中小企業に対する信用保証リスクは非常に高い。その高いリスクをコントロールするために、中国の信用保証機関は保証の際に、保証種類、保証範囲、保証倍率、保証期間などについて条件が設けられている。

中国の信用保証種類は大別すると、貸付保証、取引保証、税収保証、司法保証、特別保証などあるが、現状では、主として貸付保証だけが利用されている。そして、中国の信用保証範囲も限定されている。保証範囲は日本の責任共有制度と類似している。2007年10月1日、日本が「責任共有制度」を導入する前に、信用保証協会保証付融資は、

一部の保証を除き、中小企業の借入金額の保証割合は100%であった。しかし、このような全額保証は、金融機関にとって、全くリスクのない融資となるために、融資時に審査の慎重さを欠いたり、貸付後も企業動向に無関心になるなどの弊害が生じる。中国は日本の「責任共有制度」と同様に、保証範囲の限定を行い、中小企業が返済不能に陥った際には、信用保証機関がすべての債務を代位返済するのではなく、金融機関側も損失の一部を負担するようにしている。中国においては所定の基準を満たす中小企業に対して、70%~80%の保証範囲が導入されている。

また、中国の保証倍率は10倍以下と限定されている。先進国の日本の35~60倍、アメリカの50倍と比べ、はるかに低い。

さらに、中国の保証制度においては、保証期間が短いことも一つの特徴である。世界各国の保証期間は通常2年間以上であり、最も長いのはアメリカの17年である。中国の保証期間は普通3ヶ月から1年以内とされている。

3. 中国の信用保証制度の問題点

現在、中国の信用保証制度はいくつかの問題点を抱えている。

(1) 発展のアンバランス

中国の信用保証機構の発展はバランスを欠く状況に陥っている。浙江省、江蘇省、広東省などの沿岸部の信用保証機構は発展が速く、機構の規模も大きく、サービス提供能力が高い。中部の一部分の地域と西南の一部分の地域はその発展にともない、サービス提供能力は以前より改善した。しかし、西部地域、特に西北地域の信用保証機構の発展は遅れている。機構の規模も小さく、サービス能力も低い点が問題である。

以上のように、中国の信用保証機構は、各地域の経済発展が様々であることにより、アンバランスの状態に陥っていることが深刻な問題となっている。

(2) 運営の不統一

中国の信用保証機構が保証業務を実施する際に、融資を受ける中小企業について審査を行うた

めに必要とされる統一した評価基準が存在しないことも問題である。各信用保証機構は自ら作成した評価基準に基づいて、信用保証を行っている。一部の信用保証機構は金融機関の信用保証の評価基準をそのまま利用することも少なくない。

また、一部の信用保証機構は貨幣資本の割合が小さく、貨幣化してはならない土地¹⁴⁾、あるいは不動産、設備を資本金として登録したり、資本金を違法に引き出したりすることによって、信用保証機構の保証力を弱めている。さらに、一部の信用保証機構は当座貸越、つなぎ融資、高リスク投資などにより多くの資産を充当しているために、運営リスクが高くなっている。

(3) 大型プロジェクトの優先

信用保証機構は大型プロジェクトを優先させる傾向にある。中国工業・信息化部のデータによると、2010年、1件あたりの信用保証平均保証金額は2009年のデータと比べ、1.39倍に増加し、270万円に達した。その中、1件あたりの保証金額が800万元以上のプロジェクトは前年度から2.76%増加し、合計保証金額が5,867億元に達した。全体保証金額の37.11%を占めている。さらに800万元以上の保証業務の平均保証金額は2009年の2.31倍であり、2,292万元である。1件あたりの保証金額の増加は、即ち保証業務の潜在的なリスクの増加であり、看過できない問題である¹⁵⁾。

(4) 再担保制度の欠如

銀行は協力相手である信用保証機構に対する要求が厳しい。そのため、信用保証機構は銀行と平等に利益を得ることはできず、また、平等にリスクを分担することが難しい。また、中国には再担保制度¹⁶⁾が設けられていない地域が未だに多い。すでに設けられている地域においても再担保機構

14) 住宅建設、工場建設などのために、農民など土地の使用者から土地の使用権を買収することは「土地の貨幣化」と表現されている。ところが、一部の土地、例えば、軍事用地、国家プロジェクトなどに組み込まれている土地など、法律上や法令上、貨幣化してはいけ
ない土地がある。

15) 中華人民共和国工業と信息化部

16) 日本の信用保険制度と相当する制度

の運営と業務の開拓能力については引き続き改善していく必要がある。再担保制度についての研究およびその形成は中国政府にとって大きな課題となっている。

V. おわりに

本稿は、中国の中小企業を取り巻く金融環境及び中小企業の資金調達問題について考察を行った。中国企業は中国経済と同じように、さまざまな問題を抱えながら、目覚ましい成長を達成している。資金調達が困難であるという問題を抱えながらも一部の企業は、海外直接投資が可能になるまでに成長した。これらの企業は、どのように成長してきたのか、また、いかにして海外直接投資に乗り出したのかについては、今後の研究課題である。

参考文献

- Cecil R. Dipchand, Zhang Yichun and Ma Mingjia, *The Chinese Financial System*, Greenwood Press (1994)
- Kit Kam, *Financial Reform in China*, Routledge (1995)
- Kui-Wai Li, *Financing China Trade And Investment*, Praeger (1997)
- Kui-Wai Li, *Financial Repression And Economic Reform In China*, Praeger (1994)
- Michael E. Porter, *The Competitive Advantage of Nations*, New York, The Free Press (1990)
- 青山和正『解明中小企業論』同友館 (2001)
- 小野有人著『新時代の中小企業金融』東洋経済新報社 (2007)
- 北原 淳著『アジアの経済発展における中小企業の役割』(2002)
- 駒形哲哉著『移行期中国の中小企業論』税務経理協会 (2005)
- 忽那憲治著『中小企業金融とベンチャーファイナンス』東洋経済新報社 (1997)
- 斉藤 正著『戦後日本の中小企業金融』ミネルブア書房 (2003)
- 坂田幹男編著『中国経済の成長と東アジアの発展』ミネルブア書房 (2009)
- 塩見 哲著『銀行に頼らない資金調達』株式会社かんき出版 (2001)
- 島津邦夫編『信用保証』金融財政事情研究会 (1991)
- 書間文彦著『金融論』新世社 (2000)
- 全国信用保証協会連合会 (<http://www.zenshinhoren.or.jp>)
- 塚本隆敏著『現代中国の中小企業——市場経済化と変革する経営』ミネルブア書房 (2003)
- 日本労働研究機構編『中小企業』日本労働研究機構 (1997)
- 野村資本市場研究所編『中国証券市場大全』日本経済新聞出版社 (2007)
- 花枝英樹、榊原茂樹編著『資本調達・ペイアウト政策』中央経済社 (2009)
- フィリップ・コトラー、ヘルマワン・カルタジャヤ、S. デイヴィッド・ヤング編著『コトラーの資金調達マーケティング』(2005)
- 深尾光洋編『中国経済のマクロ分析』日本経済新聞社 (2006)
- 藤井 耐、李俊生編著『企業成長要因に関する日中企業比較』白桃書房 (2007)
- 藤田敬三、竹内正巳編『中小企業論〔第4版〕』有斐閣双書 (1998)
- 古川 顕著『現代の金融〔第2版〕』東洋経済 (2002)
- 丸川知雄編『中国企業の所有と経営』アジア経済研究所 (2002)
- 藪下史郎、武士俣友夫編著『中小企業金融入門』日本経済新報社 (2002)
- 吉野直行、渡辺幸男編『中小企業の現状と中小企業金融』慶應義塾大学出版会 (2006)
- 吉野直行、藤田康範編『中小企業金融と金融環境の変化』慶應義塾大学出版会 (2007)
- 渡辺 努、植杉威一郎編著『中小企業金融』日本経済新聞出版社 (2008)
- 渡辺幸男、小川正博・黒瀬直宏、向山雅夫著『21世紀中小企業論』有斐閣 (2006)
- 劉 新来著『信用担保理論と実務』経済科学出版社 (2003)
- 梅 強・譚 中明著『中小企業信用担保理論、模式及政策』经济管理出版社 (2002)
- 龐 俊清著『浅析日本中小企業融資』現代日本経済 (2005)
- 唐 成著『中国の貯蓄と金融』慶應義塾大学出版社株式会社 (2005)
- 許 海珠著『中国国有企業改革の戦略的転換』晃洋書房 (1999)
- さくら総合研究所、環太平洋研究センター『アジアの経済発展と中小企業』日本評論社 (1999)
- 張 勝利・狄 娜著『中小企業信用担保』上海财经大学出版社 (2001)